

介護支援専門員・主任介護支援専門員の確保は非常に厳しい時代となっています

中央福祉人材センター「福祉分野の求人・求職動向 令和7年7月暫定版」

	有効求人数 (複数回答)		有効求職者数 (希望・複数回答)		有効求人 倍率	有効求職者数 (第一希望)		有効求人 倍率
	人数	対合計比	人数	対合計比		人数	対合計比	
介護職（ヘルパー以外）	26,986	41.6%	4,777	37.8%	5.65	4,175	33.0%	6.46
介護補助（介護助手）	756	1.2%	1,258	10.0%	0.60	527	4.2%	1.43
相談・支援・指導員（施設）	9,491	14.6%	2,954	23.4%	3.21	1,716	13.6%	5.53
相談・支援員（相談支援機関等）	521	0.8%	1,206	9.5%	0.43	495	3.9%	1.05
介護支援専門員	2,079	3.2%	480	3.8%	4.33	237	1.9%	8.77

直近である令和7年7月の統計調査によれば、
 介護支援専門員の職種別有効求人倍率は8.77倍となっており、
 介護職の6.46倍を大きく上回る状況となってきています。
 また、令和6年4月～6月との比較では、増減では+5.33ptで
 介護職（ヘルパー以外）を+3.07倍上回って増加しています。

介護職員（介護福祉士）と介護支援専門員（介護福祉士等最短5年以上で合格）の給与費の状況

「令和5年度介護事業経営実態調査」令和5年11月16日（社会保障審議会 介護給付費分科会 資料8）

種別	令和5年度実態調査常勤換算1人当たり給与費
介護老人福祉施設 介護福祉士	420,009円
介護老人保健施設 介護福祉士	405,016円
居宅介護支援事業所 介護支援専門員	389,196円

介護福祉士等を取得し実務経験5年後に受験資格ができ、近年、合格率 10%から20%程度の試験に合格し（平成30年度10.1%、令和4年度19%）、実務研修修了後登録。さらに5年ごとに更新研修制度がある介護支援専門員の経験技能と、給与費とが逆転している状況です。介護支援専門員、主任介護支援専門員の人材確保がままならない状況です。

介護関係13団体 記者会見

【緊急！】

【骨太方針2025記載】

**介護現場の幅広い職種の賃上げ実現のための
賃上げ状況調査 結果(抜粋) 報告**

処遇改善・賃上げについて

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

- ・医療・介護・保育・福祉等の**人材確保**に向けて、～（中略）～**公定価格の引上げ**を始めとする処遇改善を進める。
- ・医療・介護・障害福祉の**処遇改善**について、～（中略）～**2025年末までに結論が得られるよう検討**する。
- ・医療・**介護DX**の技術革新の迅速な実装により、全国で**質の高い効率的な医療・介護サービスが提供される体制を構築**することについて、**必要な支援**を行いつつ、**政府を挙げて強力に推進**する。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

- ・社会保障関係費については、医療・介護等の現場の厳しい現状や税収等を含めた財政の状況を踏まえ、（中略）～経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。
具体的には、高齢化による増加分に相当する伸びにこうした**経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算**する。（**コストカット型からの転換**）
- ・**介護・障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善**や業務負担軽減等の実現に取り組むとともに、これまでの処遇改善等の実態を把握・検証し、**2025年末までに結論が得られるよう検討**する。
- ・物価上昇が継続していることを踏まえ、予算、税制における**長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値**について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横断的・網羅的に点検し、**見直しを進める**。その際、各項目の点検と併せ、政策効果を担保するため、制度の特性に応じた定期的な改定ルールを設け、**足元の物価上昇に的確に対応できるような仕組みづくりを行う**。
- ・同時に、本基本方針第2章及び第3章に記載している、
 - ・**公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げ**
 - ・**働き手の賃上げ原資を確保できる官公需における価格転嫁の徹底**を省庁横断的に推進する。

1. 介護現場で働く全職種に対する処遇改善

- ① 介護職員等処遇改善加算ではなく、介護従事者処遇改善加算へ
 - ・これまでの「処遇改善加算」や「処遇改善支援補助金」は介護職員がベース
⇒ 介護現場の全ての従事者をベースに！
- ② 「処遇改善加算」の対象サービスの拡大へ
 - ⇒ 全ての介護サービスを対象に！

2. 他産業並みの賃上げ（他産業との格差是正）

- ① 他産業との格差是正
 - ・令和6年度介護報酬改定（賃上げ分の見込み）令和6年度：2.5%、令和7年度：20%
 - ・全産業ではこの2年間 5% 以上の賃上げ実現
 - ⇒ この2年間分の他産業との格差を補填（令和7年度補正予算）
- ② 他産業並みの賃上げ
 - ⇒ 上記①を踏まえたうえで、令和8年度分の処遇改善については、他産業と遜色ない賃上げの実現（令和8年度介護報酬改定〔期中改定〕）